

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 水道料金・下水道使用料の支払い猶予について

横浜市では、新型コロナウイルス対策本部に「暮らし・経済対策チーム」を設置し、各種対策を取りまとめているところですが、水道料金・下水道使用料（以下、「水道料金等」という。）の支払い猶予について次のとおり取り扱います。

1 対象者

生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付）の対象者、または離職などで収入の大幅な減があり、一時的に支払いが困難な方

2 支払い猶予期間

お客さまからのお申し出により、当面、水道料金等の支払いを最長で4か月間猶予します。

（例）4月に支払期日を迎える2-3月分の水道料金等は、7月末まで猶予します。

※この支払猶予期間後も、支払についてのご相談に応じます。

3 受付開始日

令和2年4月1日

4 支払い猶予のご相談

（1）水道料金及び水道料金とあわせて請求している下水道使用料

水道局お客さまサービスセンター（電話：045-847-6262）へご連絡下さい。

（2）井戸水に係る下水道使用料等、環境創造局で請求している下水道使用料

環境創造局経理経営課（電話：045-671-2826）へご連絡下さい。

| お問合せ先 | | |
|----------------------|-------|------------------|
| 水道局サービス推進部担当課長（料金担当） | 吉原 正裕 | TEL 045-633-0120 |
| 環境創造局経理経営課長 | 小出 純一 | TEL 045-671-2805 |